

石教文第31号

平成28年6月6日

石狩市文化財保護審議会会長 様

石狩市教育委員会

教育長 鎌田 英暢

これからの厚田区にふさわしい資料館のあり方について（諮問）

石狩市文化財保護条例第4条第2項および石狩市文化財保護条例施行規則第4条第4項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

これからの厚田区にふさわしい資料館のあり方について

2. 諮問理由

これからの厚田区にふさわしい資料館のあり方について

厚田区内の資料館は、昭和54年に開設された厚田資料室があります。厚田資料室については、平成24年に答申をいただいた「石狩市の郷土資料の保存活用について」の中でその位置づけをいただいたところです。しかし、厚田資料室は、現在計画が進められている厚田道の駅あつたかあいロード建設に伴い建物が撤去されることとなります。これにより新たな展示施設が、道の駅の内部に設置されることとなりその内容が検討されているところです。

そのため、道の駅に設置されるふさわしい機能や運営手法などについて、これからの厚田区の資料館のあり方についてご検討いただき、目指すべき方向性についてご意見を頂きたいと存じます。
(別添資料参照)

道の駅(仮称)あったか・あいろーど計画案

(R1) 5-3: 580
R2) 5-3: 1000



